

家族介護用品支給事業 を開始しています！

在宅の寝たきり高齢者等、重度の要介護者を介護するご家族に対し、介護に必要な用品を支給することにより経済的な負担を軽減し、もって福祉の向上を図るため、洞爺湖町家族介護用品支給事業を開始しています。

この事業の対象となる支給対象者や支給品目（介護用品）等、事業の内容は次のとおりです。



健康福祉課介護保険係 ☎ 74 - 3001

項 目	内 容
支給対象者	介護保険法における要介護認定を受け、その要介護度が4又は5と認定された寝たきり等の高齢者等と同居し、かつ、次のいずれにも該当する介護者です。（生活保護世帯の方におかれましても同様です。） (1) 介護者及び要介護者ともに洞爺湖町の住民基本台帳に登録されていること。 (2) 介護者及び要介護者ともに市町村民税非課税世帯であること。 (3) 要介護者が福祉施設等に入所していないこと。 (4) 要介護者が病院（診療所を含む）に入院していないこと。
支 給 品 目	支給品目（介護用品）は、次の5品目です。 (1)紙おむつ (2)尿取りパット (3)使い捨て手袋 (4)清拭剤 (5)ドライシャンプー
支 給 期 間	申請のあった日の属する月から支給資格を喪失した日の属する月まで
支 給 申 請	介護用品の支給を受けようとする介護者は、要介護者の介護保険被保険者証の写しを添えて町に申請していただきます。（このとき印鑑が必要です。）
利用券の交付	支給申請を受け、内容を審査のうえ支給を決定したときは、利用券を交付します。
支 給 方 法	介護用品の支給は、1ヵ月6, 250円を限度として、町内の指定業者から支給品目のうち必要なもの（複数品目可）を購入していただきます。 介護用品を受け取る際に、指定業者に当該月分の利用券を提出し、限度額を超えた場合は、その差額分を各自でお支払していただくこととなります。
資格喪失の届出	次のいずれかに該当するときは、資格喪失届を町に提出していただくこととなります。 (1) 上記の「支給対象者」に該当しなくなったとき。 (2) 町外に転出したとき。 (3) 死亡したとき。
申請受付の開始、申請窓口等	申請は、8月1日以降に受付を開始します。 申請窓口は、洞爺湖町役場健康福祉課介護保険係、温泉支所及び洞爺総合支所で受付をいたします。（それぞれに申請用紙を備えています。）